

令和元年度公民館運営審議会定例会議次第

と き：令和元年7月2日（火）午後1時30分～

と ころ：あわら市中央公民館 2階 第1会議室

- 1 開 会
- 2 委 嘱 式
- 3 教育長あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 委員長及び副委員長の互選
- 6 委員長あいさつ
- 7 議 事
 - (1) 平成30年度公民館事業報告について

 - (2) 令和元年度公民館事業計画について
- 8 その他
- 9 閉 会

あわらし市民館運営審議会委員名簿

任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日

No.	氏 名	区 分	所 属	備 考
1	うつのみや たか え栄 宇都宮 高 栄	社会教育関係	あわらし市社会教育委員	
2	とみ た きくお男 富 田 毅矩男	社会教育関係	あわらし市文化協議会	
3	いし 谷 ケイ コ子 石 谷 恵 子	社会教育関係	自主クラブ	金津番傘川柳会
4	まき い まさと人 牧 井 正 人	学校教育関係	校長会	細呂木小学校
5	しら き のりこ子 白 崎 のり 子	学校教育関係	あわらし市PTA連合会	芦原小学校
6	あずま ふじこ子 東 富 士 子	家庭教育関係	あわらし市連合婦人会	
7	まか もと かくお男 坂 本 拓 男	家庭教育関係	区長会	細呂木地区区長会
8	どう かん けい かず一 道 官 吉 一	家庭教育関係	あわらし市社会福祉協議会	

令和元年度 文化学習課職員一覧

課長	岡田 晃 昌	主 事	佐 川 隆 紀	TEL 73-8041
課長補佐	小 嶋 佳 枝	主 事	辰 川 舞	
主 査	嶋 川 登美枝	児童厚生員	中 嶋 恵 子	
主 事	藤 嶋 一 登			

令和元年度 公民館職員一覧

中央公民館		919-0621 あわらし市市姫一丁目9-18		
館 長	山 口 徹	主 査	村 越 一 仁	TEL 73-2000 FAX 73-2497
館長補佐	牧 野 喜 夫	主 査	伊 藤 文 隆	
主 査	小 嶋 裕 子	主 事	辻 貴 広	
伊井公民館		919-0611 あわらし市清間12-4		
館 長	西 川 清 美			TEL・FAX 73-4511
事 務 員	本 道 由希子			
清掃・管理人	田 川 順 子			
坪江公民館		919-0749 あわらし市北6-101-1		
館 長	奥 野 隆 一			TEL・FAX 74-2096
事 務 員	田 畑 紀代美			
清掃・管理人	中 山 文 枝			
劔岳公民館		919-0736 あわらし市櫛18-10		
館 長	川 崎 雅一郎			TEL・FAX 74-1849
事 務 員	渡 辺 友季子			
清掃・管理人	上 野 美津子			
細呂木公民館		919-0805 あわらし市滝63-21		
館 長	浅 田 雅 利			TEL 73-2151 FAX 91-2151
事 務 員	谷 本 典 子			
清掃・管理人	吉 川 久 子			
吉崎公民館		922-0679 あわらし市吉崎8-34		
館 長	末 富 攻			TEL・FAX 75-1205
事 務 員	相 茶 ひろみ			
清掃・管理人	七 野 富美子			
湯のまち公民館		910-4103 あわらし市二面32-16		
館 長	北 嶋 義 明			TEL 78-6350 FAX 78-6354
主 事	中 嶋 豊 美			
清掃・管理	シルバー人材センター			
本荘公民館		910-4137 あわらし市中番下番入会地1-5		
館 長	吉 田 昭 博			TEL 78-5874 FAX 78-5873
事 務 員	江 川 敬 子			
清掃・管理	シルバー人材センター			
北潟公民館		910-4272 あわらし市北潟150-1		
館 長	佐 賀 繁 次			TEL 79-1100 FAX 79-1113
事 務 員	木 村 真 澄			
管 理 人	竹 嶋 繁 雄			
清 掃 人	竹 島 峯 子			

平成30年度 公民館事業報告

1 定期教室

公民館名	教室名	曜日	回数	延受講者数	備考
中央	ロコモ体操123	第1・第3木曜日	22回	241人	
	ペン字教室	第1・第3火曜日	21回	184人	
伊井	たのしい元気体操	第2・第4火曜日	22回	279人	
	カラオケ教室	第2・第4水曜日	22回	168人	
	朗読劇	第2・第4金曜日	22回	281人	
	食育	第3金曜日	11回	127人	
坪江	実用習字	第1・第3木曜日	22回	211人	
	デッサン	第4金曜日	21回	176人	
	クラフトテープ	第2・第4木曜日	22回	201人	
	パッチワーク	第2・第4火曜日	21回	121人	
	カラオケ教室	第3火曜日	7回	56人	
劔岳	楽しい手芸教室	第1・第3火曜日	22回	142人	
	癒しのタイム健康教室	第1・第3火曜日	22回	223人	
	楽しくエアロ体操教室	第2・第4火曜日	22回	274人	
	クラフトテープ教室	第1・第3木曜日	11回	64人	
細呂木	かんたんPC教室	第2・第4水曜日	21回	164人	
	ほやほや料理教室	第3木曜日	11回	105人	
	いきいき書道教室	第2・第4金曜日	22回	208人	
	競技かるた	月2回金曜日	22回	139人	
	健康音楽体操	第1・第3水曜日	18回	286人	
吉崎	クラフトバンド	第1・第3金曜日	20回	160人	
湯のまち	たのしく歌おう	第2金曜日	11回	101人	
	代謝アップストレッチ	第1・第3水曜日	22回	195人	
	ちりめん細工	第2月曜日	11回	82人	
	ゆるヨガ	第1・第3火曜日	22回	247人	
本荘	暮らしの花	第2水曜日	11回	131人	
	パソコン入門	第2・第4水曜日	21回	304人	
	ゆるピクス体操	第1・第3木曜日	22回	160人	
	裁る着るクロスリフォーム	不定期	23回	192人	
北潟	煎茶道と礼法教室	第1・第3月曜日	18回	88人	
	書を楽しむ教室	第2・第4水曜日	11回	56人	
	花を楽しむ教室	隔月第3火曜日	6回	37人	
	クラフトテープ教室	第2・第4水曜日	22回	155人	
	こども英会話	月2回日曜日	11回	95人	
計	34 教室		615回	5,653人	

2 単発講座

公民館名	講座名	開催日	受講者数	備考
中央	親子木工教室	平成30年7月23日(月)	17人	
	アイロンビーズ教室	平成30年7月30日(月)	29人	
	ハーバリウム教室	平成30年12月9日(日)	30人	
	親子正月飾り教室	平成30年12月25日(火)	35人	
	凧づくり教室	平成31年1月14日(月)	27人	
	アイシングクッキー教室	平成31年3月2日(土)	39人	
伊井	ハーブ講座	平成30年6月29日(金)	12人	
	歴史講座	平成30年7月26日(木)	24人	
	子ども電波教室	平成30年8月9日(木)	26人	
	いのししをつくろう	平成30年12月27日(木)	29人	
	さつき盆栽	平成31年3月5日(火)	10人	
	さぎ草植替え	平成31年3月19日(火)	23人	
坪江	ふるさと講座	平成30年5月13日(日)	33人	
	カラオケ教室を体験してみませんか	平成30年5月15日(火)	9人	
	ポシェット作り	平成30年8月29日(水)	13人	
	秋の山野草寄せ植え	平成30年9月20日(木)	15人	
	簡単おせち料理	平成30年12月1日(土)	15人	
	正月用こけ玉	平成30年12月18日(火)	18人	
	親子クッキング教室	平成31年2月23日(土)	16人	
	ミニ盆栽作り教室	平成31年3月6日(水)	17人	
	洗顔石鹸作り教室	平成31年3月20日(水)	13人	
劔岳	講演会	平成30年6月10日(日)	120人	
	ハーブ石鹸作り教室	平成30年7月21日(土)	12人	
	絵画教室	平成30年7月26日(木)	9人	
	そば打ち教室	平成30年12月9日(日)	16人	
	寄せ植え教室	平成30年12月15日(土)	10人	
	ハーバリウム教室	平成31年2月11日(月)	13人	
細呂木	滝瓦製作実習	平成30年7月12日(木)	179人	会場: 金津中学校
		平成30年7月13日(金)	57人	
	水車をつくろう	平成30年8月27日(月)他	32人	全5回
	お麩に親しんでみよう	平成30年11月12日(月)	8人	
	しめ縄作り	平成30年12月12日(水)	22人	会場: 細呂木小学校
	ハーバリウム	平成31年3月10日(日)	19人	
		平成31年3月31日(日)	19人	
	さぎ草を楽しもう	平成31年3月26日(火)	14人	
吉崎	伝承料理・そば打ち	平成30年9月21日(金)	17人	
	年越しそばを作ろう	平成30年12月16日(日)	12人	
	白サギ草を植えましょう	平成31年3月24日(日)	14人	

公民館名	講座名	開催日	受講者数	備考
湯のまち	籐の教室	平成30年4月23日(月)	12人	
		平成30年5月14日(月)	11人	
	お地藏さまを作りましょう	平成30年7月24日(火)	11人	
	でんきのお話と工作「コップのグライダー」	平成30年8月9日(木)	7人	
	カンタケ栽培教室	平成30年11月21日(水)	18人	
	千支づくり教室	平成30年12月3日(月)	11人	
	お正月用寄せ植え教室	平成30年12月21日(金)	13人	
本 荘	おはぎを作ろう(4/23)	平成30年4月23日(月)	56人	
	スティックリング体験会(毎火)	毎週火曜日	221人	延べ33回
	ビーズでめがねチェーン(7/10)	平成30年7月10日(火)	9人	
	あんどんづくり講座(7/18)	平成30年7月18日(水)	37人	
	押し花でスマホケース(11/9)	平成30年11月9日(金)	12人	
	クラフトテープでコースター(11/29・2/5)	平成30年11月29日(木)	11人	
		平成31年2月5日(火)	7人	
	男の料理教室クリスマスケーキ(12/18)	平成30年12月18日(火)	44人	
	クラフトテープでティッシュケース(1/17・22・31)	平成31年1月17日(木)	9人	
		平成31年1月22日(火)	10人	
		平成31年1月31日(木)	10人	
	冬のマクロビ料理教室(1/30)	平成31年1月30日(水)	16人	
	原木しいたけ駒打ち体験(2/22)	平成31年2月22日(金)	30人	
	春のマクロビ料理教室(3/12)	平成31年3月12日(火)	18人	
さぎ草を学ぶ(3/22)	平成31年3月22日(金)	15人		
北 潟	ゆかた着付け教室	平成30年6月2日(土)	8人	
	森林セラピー・国有林散策	平成30年6月16日(土)	17人	
	親子陶芸	平成30年7月28日(土)	12人	
	正月花	平成30年12月23日(日)	10人	
	料理教室ヘルシー&アンチエイジング	平成31年1月27日(日)	17人	
	ちりめん細工ひな人形作り	平成31年2月15日(金)	14人	
	親子お野菜パンケーキ作り	平成31年3月31日(日)	19人	
	計	59 教室 延 100 回		1,450人

(開催回数、受講者数等は網掛け部分を除く)

3 イベント事業

公民館名	事業名	開催日	参加人数	備考
伊井	第38回伊井さつきまつり	平成30年5月27日(日)	1,000人	
吉崎	第37回吉崎湖畔の夕べ・夏まつり	平成30年7月28日(土)	400人	
本荘	第17回音楽のつどい	平成30年7月28日(土)	250人	
坪江	第41回坪江ふるさと祭	平成30年10月14日(日)	1,200人	
細呂木	第39回細呂木ふれあい祭	平成30年10月28日(日)	1,500人	
本荘	第33回本荘ふるさとまつり	平成30年10月27日(土)	48人	
		平成30年10月28日(日)	680人	
北潟	第34回北潟公民館まつり	平成30年10月21日(日)	400人	
湯のまち	第15回湯のまち公民館まつり	平成30年11月10日(土)	70人	
		平成30年11月11日(日)	750人	
劔岳	第37回劔岳かりんて祭	平成30年11月23日(金)	2,300人	
本荘	第12回新春豆まき祭	平成31年2月2日(土)	300人	
中央	第11回ほのぼの展	平成31年2月16日(土)	100人	
		平成31年2月17日(日)	700人	
計	11 事業		9,698人	

4 自主クラブ(自主活動団体)

公民館名	クラブ数	延実施数	延参加者数	備考
中央	暮らしのお茶 他40クラブ	1,221回	12,899人	
伊井	大人の書道 他15クラブ	431回	3,937人	
坪江	坪江アートフラワー 他11クラブ	272回	2,506人	
劔岳	大正琴 他3クラブ	107回	1,246人	
細呂木	健康カラオケ 他20クラブ	812回	7,131人	
吉崎	カラオケクラブ 他4クラブ	142回	1,085人	
湯のまち	芦原水墨画クラブ 他31クラブ	962回	7,257人	
本荘	皇風煎茶クラブ 他22クラブ	681回	6,195人	
北潟	フラワーアレンジメント 他8クラブ	199回	1,611人	
計	163 クラブ	4,827回	43,867人	

5 会議等

会議等名	開催日	参加人数	備考
福井県公民館連合会総会(福井県生涯学習館)	平成30年5月30日(水)	3人	
第27回福井県公民館セミナー【前期】(あわら市)	平成30年7月5日(木)	5人	
	平成30年7月6日(金)		
福井県公民館大会(坂井市)	平成30年11月13日(火)	3人	
東海北陸公民館大会			休止
第27回福井県公民館セミナー【後期】 (福井県生涯学習館)	平成30年12月7日(金)	5人	

定期教室	H30				H29				H28			
	教室数	開催回数	延受講者数	延受講者伸び率	教室数	開催回数	延受講者数	延受講者伸び率	教室数	開催回数	延受講者数	延受講者伸び率
中央	2	43	425	65.18%	3	64	652	145.21%	5	71	449	145.21%
湯のまち	4	66	625	230.63%	3	33	271	170.44%	2	21	159	170.44%
伊井	4	77	855	142.03%	4	75	602	119.44%	3	55	504	119.44%
坪江	5	93	765	130.55%	4	75	586	47.80%	5	94	1,226	47.80%
岳	4	77	703	111.23%	4	72	632	103.27%	3	66	612	103.27%
細呂木	5	94	902	127.04%	4	77	710	102.16%	5	87	695	102.16%
吉崎	1	20	160	110.34%	1	21	145	89.51%	1	22	162	89.51%
本荘	4	77	787	101.68%	5	86	774	117.81%	5	61	657	117.81%
北潟	5	68	431	108.29%	4	61	398	104.46%	4	62	381	104.46%
計	34	615	5,653	118.51%	32	564	4,770	98.45%	33	539	4,845	98.45%
単発講座	H30				H29				H28			
	教室数	開催回数	延受講者数	延受講者伸び率	教室数	開催回数	延受講者数	延受講者伸び率	教室数	開催回数	延受講者数	延受講者伸び率
中央	6	6	177	194.51%	2	2	91	63.19%	4	5	144	63.19%
湯のまち	6	7	83	81.37%	7	7	102	147.83%	5	5	69	147.83%
伊井	6	6	124	55.11%	10	11	225	166.67%	8	8	135	166.67%
坪江	9	9	149	118.25%	7	8	126	82.35%	8	9	153	82.35%
岳	6	6	180	125.87%	5	5	143	111.72%	6	7	128	111.72%
細呂木	4	9	92	85.98%	5	9	107	84.92%	5	5	126	84.92%
吉崎	3	3	43									
本荘	12	47	505	166.12%	17	23	304	89.68%	12	15	339	89.68%
北潟	7	7	97	138.57%	4	4	70	76.09%	6	6	92	76.09%
計	59	100	1,450	124.14%	57	69	1,168	98.48%	54	60	1,186	98.48%
自主クラブ	H30				H29				H28			
	クラブ数	開催回数	延受講者数	延受講者伸び率	クラブ数	開催回数	延受講者数	延受講者伸び率	クラブ数	開催回数	延受講者数	延受講者伸び率
中央	41	1,221	12,899	106.02%	38	1,178	12,166	95.86%	38	1,198	12,691	95.86%
湯のまち	32	962	7,257	104.46%	39	940	6,947	85.71%	39	1,131	8,105	85.71%
伊井	16	431	3,937	104.40%	17	463	3,771	99.13%	17	473	3,804	99.13%
坪江	12	272	2,506	103.68%	12	279	2,417	120.19%	12	238	2,011	120.19%
岳	4	107	1,246	79.62%	4	141	1,565	70.78%	5	201	2,211	70.78%
細呂木	21	812	7,131	90.04%	19	840	7,920	121.57%	18	678	6,515	121.57%
吉崎	5	142	1,085	177.29%	3	69	612	267.25%	2	30	229	267.25%
本荘	23	681	6,195	149.10%	25	563	4,155	118.27%	17	481	3,513	118.27%
北潟	9	199	1,611	134.70%	8	147	1,196	111.99%	6	119	1,068	111.99%
計	163	4,827	43,867	107.65%	165	4,620	40,749	101.50%	154	4,549	40,147	101.50%

イベント	H30			H29			H28						
	参加者数	増減	伸び率	参加者数	増減	伸び率	参加者数	伸び率	参加者数				
中央	800	300	160.00%	500	0	100.00%	500	100.00%	500				
湯のまち	820	169	125.96%	651	△ 59	91.69%	710	91.69%	710				
伊井	1,000	50	105.26%	950	0	100.00%	950	100.00%	950				
坪江	1,200	100	109.09%	1,100	100	110.00%	1,000	110.00%	1,000				
剣岳	2,300	300	115.00%	2,000	0	100.00%	2,000	100.00%	2,000				
細呂木	1,500	0	100.00%	1,500	500	150.00%	1,000	150.00%	1,000				
吉崎	400	0	100.00%	400	△ 100	80.00%	500	80.00%	500				
本庄(祭)	728	212	141.09%	516	△ 304	62.93%	820	62.93%	820				
(音楽)	250	100	166.67%	150	△ 30	83.33%	180	83.33%	180				
(豆まき)	300	70	130.44%	230	△ 20	92.00%	250	92.00%	250				
北潟	400	0	100.00%	400	△ 100	80.00%	500	80.00%	500				
計	9,698	1,301	115.49%	8,397	△ 13	99.85%	8,410	99.85%	8,410				
合計	H30			H29			H28						
	イベント等	一般利用	総計	総計増減	総計伸び率	イベント等	一般利用	総計	総計増減	総計伸び率	イベント等	一般利用	総計
中央	14,301	13,941	28,242	△ 745	97.43%	13,409	15,578	28,987	4,685	119.28%	13,784	10,518	24,302
湯のまち	8,785	8,945	17,730	△ 2,898	85.95%	7,971	12,657	20,628	1,346	106.98%	9,043	10,239	19,282
伊井	5,916	2,879	8,795	△ 2,184	80.11%	5,548	5,431	10,979	2,646	131.75%	5,393	2,940	8,333
坪江	4,620	7,410	12,030	△ 1,276	90.41%	4,229	9,077	13,306	490	103.82%	4,390	8,426	12,816
剣岳	4,429	2,281	6,710	△ 1,015	86.86%	4,340	3,385	7,725	△ 146	98.15%	4,951	2,920	7,871
細呂木	9,625	2,243	11,868	△ 1,410	89.38%	10,237	3,041	13,278	1,647	114.16%	8,336	3,295	11,631
吉崎	1,688	1,352	3,040	113	103.86%	1,157	1,770	2,927	△ 445	86.80%	891	2,481	3,372
本庄	8,765	2,585	11,350	847	108.06%	6,129	4,374	10,503	2,620	133.24%	5,759	2,124	7,883
北潟	2,539	2,795	5,334	△ 1,341	79.91%	2,064	4,611	6,675	1,706	134.33%	2,041	2,928	4,969
計	60,668	44,431	105,099	△ 9,909	91.38%	55,084	59,924	115,008	14,549	114.48%	54,588	45,871	100,459

令和元年度 公民館事業計画

1 定期教室

公民館名	教室名	曜日	回数	受講者数	備考
中央	ロコモ体操1.2.3	第1・第3木曜日	22	14人	
	ペン字	第1・第3火曜日	22	10人	
	創作折り紙	第2火曜日	11	10人	
伊井	食育	第3金曜日	11	12人	
	朗読劇	第2・第4金曜日	22	13人	
	カラオケ	第2・第4水曜日	22	7人	
坪江	実用習字	第1・第3木曜日	22	11人	
	カラオケ	第3火曜日	11	8人	
	クラフトテープ	第2・第4木曜日	22	11人	
	パッチワーク	第2・第4火曜日	22	5人	
劔岳	ステンドグラス	第3水曜日	11	11人	
細呂木	いきいき書道	第2・第4金曜日	22	10人	
	パソコン初級	第2・第4水曜日	22	10人	
	ほやほや料理	第3木曜日	11	10人	
吉崎	クラフトテープ	第1・第3金曜日	22	8人	
	ペン字・筆ペン	第2・第4木曜日	22	12人	
湯のまち	実用筆ペン	第4水曜日	11	5人	
	たのしく歌おう	第2金曜日	11	10人	
	ちりめん細工	第2月曜日	11	9人	
	ゆるヨガ	第1・第3火曜日	22	16人	
本荘	暮らしの花	第2水曜日	11	12人	
	パソコン入門	第2・第4火曜日	22	10人	
	クラフトテープ工房	第1・第3火曜日	22	11人	
	裁る着るクロスリフォーム	不定期	11	8人	前期分
北湯	こども英会話	月2回土曜日	22	16人	
	ヨガ	第2水曜日	11	20人	
	クラフトテープ	第1・第3金曜日	22	6人	
計	27 教室		473	285人	

2 イベント事業

公民館名	事業名	開催日	備考
伊井	第39回伊井さつきまつり	令和元年6月2日(日)	
吉崎	第38回吉崎湖畔の夕べ・夏まつり	令和元年7月27日(土)	
本荘	第18回音楽のつどい	令和元年7月20日(日)	
坪江	第42回坪江ふるさと祭	令和元年10月13日(日)	
本荘	第34回本荘ふるさとまつり	令和元年10月19日(土)	
		令和元年10月20日(日)	

公民館名	事業名	開催日	備考
北 湯	第35回北湯公民館まつり	令和元年10月20日(日)	
細呂木	第40回細呂木ふれあい祭	令和元年10月27日(日)	
湯のまち	第16回湯のまち公民館まつり	令和元年11月16日(土)	
		令和元年11月17日(日)	
劔 岳	第38回劔岳かりんて祭	令和元年11月23日(土)	
本 荘	第13回新春豆まき祭	令和2年2月1日(土)	
中 央	第12回ほのぼの展	令和2年2月15日(土)	
		令和2年2月16日(日)	

3 会議等

会議等名	開催日	備考
福井県公民館連合会総会(福井県生涯学習館)	令和元年5月28日(火)	
福井県公民館セミナー【前期】(鯖江市)	令和元年6月26日(水)	
	令和元年6月27日(木)	
福井県公民館大会(勝山市)	令和元年10月9日(水)	
東海北陸公民館大会(愛知県刈谷市)	令和元年10月17日(木)	
	令和元年10月18日(金)	
福井県公民館セミナー【後期】 (福井県生涯学習館)	令和元年12月上旬	

社会教育法【抜粋】

第五章 公民館

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

- 2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。
- 3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の基準)

第二十三条の二 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

- 2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(公民館の設置)

第二十四条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第二十五条及び第二十六条 削除〔昭和四二年八月法律一二〇号〕

(公民館の職員)

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

- 2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。
- 3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命する。

(公民館の職員の研修)

第二十八条の二 第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

- 2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第三十一条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第三十二条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第三十二条の二 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(基金)

第三十三条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金を設けることができる。

(特別会計)

第三十四条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

(公民館の補助)

第三十五条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十六条 削除〔昭和三四年四月法律一五八号〕

第三十七条 都道府県が地方自治法第二百三十二条の二の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第三十八条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

- 一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。
- 二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第二十条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。
- 三 補助金交付の条件に違反したとき。
- 四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第三十九条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

(公民館の事業又は行為の停止)

第四十条 公民館が第二十三条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては市町村の教育委員会、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(罰則)

第四十一条 前条第一項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮（二）又は三万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第四十二条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第三十九条の規定を準用する。

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第24条の規定に基づき、本市に公民館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
あわら市中央公民館	あわら市市姫一丁目9番18号
あわら市伊井公民館	あわら市清間12字4番地
あわら市坪江公民館	あわら市北6字101番地1
あわら市劔岳公民館	あわら市柵18字10番地
あわら市細呂木公民館	あわら市滝63字21番地
あわら市吉崎公民館	あわら市吉崎8字34番地
あわら市湯のまち公民館	あわら市二面32字16番地
あわら市本荘公民館	あわら市中番下番入会地1字5番地
あわら市北潟公民館	あわら市北潟150字1番地

(職員)

第3条 公民館に館長その他の必要な職員を置く。

(公民館運営審議会)

第3条の2 公民館に公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(委員の定数及び任期)

第3条の3 委員の定数は、10人以内とする。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(利用の許可)

第4条 公民館の施設、設備、備品等(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を取り消し、又は変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、公民館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公民館の利用を許可しないものとする。

- (1) 法第20条の規定する公民館の目的に違反するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 専ら営利を目的とした事業に利用しようとするとき。
- (5) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は選挙に関し特定の候補者を支持しようとするとき。
- (6) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持しようとするとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき、又は教育委員会が適当でないとき。
(利用権の譲渡等の禁止)

第6条 第4条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第7条 利用者は、公民館を利用するにあたって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用するときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は公民館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。

(3) 使用料を納期限までに納付しないとき。

(4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

(使用料)

第9条 使用料の額は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、利用者の申請により、前条の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 公民館の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用前に利用の許可の取消し又は変更の申出をなし、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。

(3) 利用者の責めに帰することができない理由により、公民館の施設等を利用することができないとき。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第8条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第13条 利用者は、施設、設備又は備品を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の芦原町公民館の設置及び管理に関する条例（昭和51年芦原町条例第12号）、金津町公民館条例（昭和29年金津町条例第25号）、芦原町公民館使用条例（昭和38年芦原町条例第21号）又は金津町公民館使用料徴収条例（昭和31年金津町条例第10号）の規定に基づきな

された処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年3月26日条例第11号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月26日条例第11号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日条例第14号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月29日条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年11月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第9条の規定は、この条例の施行の日以後に利用する施設の使用料について適用する。

附 則（平成27年7月1日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第9条関係）

区分	公民館室名等	1時間当たりの使用料
ホール・集会室等	中央公民館 大ホール	会議のとき 400円 (520)
		展示・演芸会のとき 600 (780)
	中央公民館	レクリエーション室 250 (320)
	中央公民館	多目的ホール 300
	伊井公民館	多目的ホール (390)
	坪江公民館	多目的ホール
	劔岳公民館	多目的大ホール
	細呂木公民館	小講堂
湯のまち公民館	集会室・多目的ホール	
本荘公民館	大ホール	
北潟公民館	集会室	
会議室等	中央公民館	学習室・第3会議室・音楽室 200
	伊井公民館	学習室 (260)
	坪江公民館	小会議室・創作室
	劔岳公民館	小和室・会議室
	細呂木公民館	資料室・図書室
	吉崎公民館	小和室・図書室
	湯のまち公民館	洋会議室・洋研修室・第1会議室・ 第2会議室・第3会議室・視聴覚室
	本荘公民館	第1会議室・第2会議室
	北潟公民館	会議室・研修室
	中央公民館	和室 250
	伊井公民館	和室 (320)
	坪江公民館	和室
	劔岳公民館	和室
	細呂木公民館	工作室・和室
	吉崎公民館	大和室
湯のまち公民館	工芸室・和室	

	本荘公民館 和室	
	中央公民館 第1会議室・第2会議室	300 (390)
調理（実習）室	伊井公民館・坪江公民館・劔岳公民館・細呂木公民館 吉崎公民館・湯のまち公民館・北潟公民館・本荘公民館	300 (390)
体育館・講堂	伊井公民館・坪江公民館・劔岳公民館・細呂木公民館	400
備品	電気窯 電気料に相当する額で市長が定める額	

備考

- 1 冷暖房設備を使用した場合は、（ ）内の金額とする。
- 2 1時間に満たない時間がある場合は、1時間として上記表の使用料を算定する。

(趣旨)

第1条 この規則は、あわら市公民館条例（平成16年あわら市条例第126号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 公民館の開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときには、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 毎月の第3日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に定める日を除く。）

(審議会の組織)

第4条 条例第3条の2の公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

(委員長等の職務)

第5条 委員長は、審議会を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、定例会議及び臨時会議とする。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(利用許可申請)

第7条 条例第4条の規定により公民館の施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は公民館利用許可申請書（様式第1号）を、許可内容の変更承認を受けようとする者は公民館利用変更承認申請書（様式第2号）を、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、支障がないと認めたときは、公民館利用許可書（様式第3号）又は公民館利用変更承認書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

(使用料の減免)

第8条 条例第10条の規定により使用料を減免することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市又は市の機関が主催し、又は共催する行事のため利用する場合 使用料相当額
- (2) 教育活動、福祉活動、地域的な共同活動その他公共的活動を行う場合 使用料相当額
- (3) 市内の小中高等学校又は幼保連携型認定こども園の行事又は活動のため利用する場合 使用料相当額
- (4) 文化研修活動を行う市民による団体又は市民であって教育委員会が認めるものが利用する場合 使用料の2分の1に相当する額
- (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の幼児、児童、生徒及び学生が使用する場合 使用料の2分の1に相当する額

(6) その他教育委員会が特に必要があると認める場合 教育委員会が必要と認める額

2 使用料の減免を受けようとする者は、公民館使用料減免申請書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用料の減免を決定したときは、公民館使用料減免決定通知書（様式第6号）を申請者に交付するものとする。

（使用料の納入）

第9条 使用料は、利用の開始前に、あわら市が発行する納入通知書により、納入しなければならない。

（目的外の利用禁止）

第10条 公民館の利用許可を受けた者は、許可を受けた目的以外に利用してはならない。これに違反したときは、教育委員会は、この利用を制限し、又は許可を取り消すものとする。

（使用料の還付手続）

第11条 条例第11条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、還付の理由が生じた日から起算して3日以内に使用料還付申請書（様式第7号）を教育委員会に提出しなければならない。

（利用者の責務）

第12条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 利用許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。

(2) 利用許可を受けた設備及び備品以外のものは使用しないこと。

(3) 公民館又はその敷地内において、寄附金品の徴収、物品の販売、宣伝その他これに類する行為をしないこと。

(4) 火災、盗難など事故の発生防止の留意すること。

(5) 前各号のほか、利用許可に際して付された条件及び教育委員会の指示に従うこと。

（その他）

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日教育委員会規則第7号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日教育委員会規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日教育委員会規則第5号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する